

法施行から4年の周知期間が終了し、2022年2月1日より救命胴衣着用義務違反に行政処分がされます。
まさかの転落事故に備え、救命胴衣着用を再徹底します。

- ①乗船中は救命胴衣を必ず着用してください。救命胴衣は無料貸出。キャビン後部にあります。
- ②持込する場合は国土交通省型式承認品(桜マーク付)の小型船舶用救命胴衣Aタイプのみ許可します。
- ③通販などで出回っている救命胴衣そっくりの不適合品の持込使用は一切禁止します。(桜マーク無し=救命胴衣ではなく違反)

ご注意を！ ネット通販で、下記のように謳っている製品は全て不適合品と请您！

「国交省基準の2倍の浮力」「型式承認基準を超える」「国交省浮力基準7.5kgを超え11kg達成」[CE認証]
1万円以下で売られているものは注意。3~5千円の膨張式は間違いなく不適合品です。

- ④桜マークがないフローティングベストの持込使用も禁止します。(桜マーク無し=救命胴衣ではなく違反)
- ⑤桜マークがあっても「小型船舶用浮力補助具」「小型船舶用救命浮環」は持込使用禁止。(救命胴衣ではなく違反)
- ⑥持込される救命胴衣は消耗品の交換期限を守るなど適切にメンテナンスしてください。また経年劣化が進んだ古いものは買い替えましょう。

上記①~⑥をお守りいただけない方の事故は責任を負いかねます。また行政処分により損害が発生した場合は賠償していただくことがあります。